医政第2070号

令和６年３月26日

学事振興課　総括課長　様

保健福祉部医療政策室長

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）に係る

周知について（依頼）

　新型コロナウイルス感染症の罹患後、多くの方は時間の経過とともに症状が改善しますが、一部の方で長引く症状（罹患後症状、いわゆる後遺症。以下「後遺症」と言う。）があることが、国等の研究により分かっています。

今般、当室において、後遺症に係る調査を行ったところ、後遺症が疑われる症状保有者のうち半数以上が医療機関を受診していなく、その理由として「困っていないから」が最も多かったものの、「どこに行けばいいか分からない」と回答した方も一定数いることが分かりました。

当室では、県ホームページにおいて後遺症の初期診療等に対応している医療機関の一覧や相談窓口を公表していることから、このことについて岩手県立大学並びに貴課所管の小・中・高等学校及び専修学校に周知いただくとともに、各機関において学生・生徒・児童等が後遺症の症状に悩んでいる場合には県ホームページを参考とするよう案内するなどの対応をいただきたく、お願いします。

　添付資料

　①新型コロナウイルス感染症の罹患後症状等の調査結果（速報概要版）

　②新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に関するリーフレット

　　※各機関内での掲示用や配付用として活用いただけます。

　県ホームページ「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる「後遺症」について）」

　https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryou/covid19/1050294.html

　上記URLから、後遺症の初期診療等に対応している医療機関の一覧をダウンロードできます。

【担当】地域医療推進担当　及川（内線5416）

　　　　（令和６年４月からは神田が担当となります。）